

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和3年度第2回津市森林整備協議会
2 開催日時	令和3年11月15日（月） 午後3時から午後4時まで
3 開催場所	津市本庁舎8階 大会議室A
4 出席した者の氏名	（津市森林整備協議会委員） 前川 有、山崎昌彦、落合賢治、稲垣法重、山岸新太郎、倉田麻里、阪本正義、青木健治、水野浩、伊藤駿司、西堀美知子 （事務局） 農林水産部長 小畑種稔 農林水産部次長 松井昭道 林業振興室長 藤田昌也 林業振興室林業振興担当主幹 下里学 林業振興室林業振興担当副主幹 松永邦彦 林業振興室主事 清水宏幸
5 内容	1 議決事項 会長及び副会長の選任について 2 説明事項 （1）津市森林整備協議会について （2）津市の林業施策について （3）津市の森林環境譲与税事業について 3 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	1人
8 担当	農林水産部林業振興室林業振興担当 電話番号 059-262-7025 E-mail 262-7025@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

事務局（藤田室長）

それでは、これより第2回津市森林整備協議会に移りたいと思います。委員の皆様方におかれましては、任期の2年間、大変お世話になります、どうぞよろしく願いいたします。

それでは協議事項に入らせていただく前に、本日の出席者数を御報告いたします。

本日の出席者数は、総員数13名中11名でございます。

半数以上の御出席をいただきましたので、津市森林整備協議会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立したことを御報告申し上げます。

なお、本協議会は議事録を作成し、津市情報公開条例に基づき、津市のホームページ等において公開いたしますので、予め御了承願います。

それでは、議決事項の会長及び副会長の選出をお願いしたいと思います。

お手元に配布しました資料に本協議会の条例がございます。

この協議会条例第5条第1項の規定に基づきまして、協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。と規定されております。

会長、副会長の選出につきまして、どのようにさせていただければよろしいでしょうか。

山岸委員

事務局一任でお願いします。

事務局（藤田室長）

事務局一任の御発言がございましたけれども、委員の皆様の御異議が無いようでしたら、そのようにいたしたいと思います、いかがでしょうか。

委員一同

異議無し。

事務局（藤田室長）

異議無しの御発言をいただきましたので、事務局より会長及び副会長の推薦をさせていただきたいと思っております。

会長は、三重県森林協会でみえ森林経営管理支援センターのセンター長兼アドバイザーを務めていらっしゃいます、前川有様に、副会長は、中勢森林組合で理事参事を務めていらっしゃいます、山崎昌彦様をお願いいたしたいと思っておりますが、御異議等ございませんか。

委員一同

異議無し。

事務局（藤田室長）

異議無しの御発言をいただきましたので、会長を前川有様、副会長を山崎昌彦様をお願いしたいと思います。

皆様の拍手で御承認いただきたいと思います。

委員一同拍手

事務局（藤田室長）

ありがとうございます。

それでは、協議会条例第6条の規定に基づきまして、会長が議長となりますので、前川会長よろしくをお願いいたします。

前川会長

御指名いただきました前川でございます。改めて、よろしくをお願いいたします。

市長コラムの最後になりますけれども、市長の想いといたしまして、森林環境譲与税を最大限に活用して、森林の整備に積極的に取り組み、次世代に豊かな緑を引き継ぎ、林業の価値を高めていきます、ということをお話をいただいております、当協議会も微力ながら一役を担っていきたくて考えておりますので、皆様、御協力をよろしくをお願いいたします。

早速でございますけれども、（2）の説明事項に入ります。アの津市森林整備協議会について、事務局より説明をよろしくをお願いいたします。

事務局（下里）

津市森林整備協議会条例の第2条の所掌事務を御覧いただきたいと思います。

本協議会は市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議します。林業振興に係る事業の円滑な推進に係ること。森林整備計画の策定に関する事。その他林業振興及び森林保全事業に関する事。となります。

令和3年6月に森林・林業基本計画が閣議決定され、今年度中に津市森林整備計画の変更が必要であることから、令和4年1月下旬ごろに津市森林整備計画変更計画書案について皆様に御審議いただき、答申をいただく予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

前川会長

事務局から説明がありました事項につきまして、委員の皆様の御意見御質問はございますでしょうか。

伊藤委員

森林整備計画はどういうところが変更されますか。

事務局（下里）

公益的機能別施業森林等の事項について、特に効率的な施業が可能な森林として必要に応じて定めます。この内、人工林については原則として皆伐後に植栽を行うこととなります。

前川会長

他にございますか。

無いようでございますので、アについてはこれで終わりたいと思います。

続きまして、イの津市の林業施策について、事務局の御説明をお願いいたします。

事務局（下里）

資料3の林業振興施策について説明させていただきます。

こちらは、現在の津市の森林整備の状況を記載しています。津市の森林面積41,561ヘクタールの内、私有林が大部分を占めています。木材価格ですが、昭和54年と比較して約4分の1の価格となっております。林業就業者数は森林・林業統計書から令和元年度で111人となっております。森林経営計画の認定面積は4,562.01ヘクタールで、国と県の認定を含み、カバー率は11.2パーセントとなっております。市内の林道は路線数170、総延長246キロメートル、路網密度は1ヘクタール当たり6メートルとなっております。

森林整備の取組状況について、森林環境創造事業は平成30年度から令和2年度までの実績を掲載させていただきました。その下は、森林経営計画の総計の移り変わりとなっております。林道につきましては、美里町平木地内の林道中畑線の開設工事の実績となります。令和2年度の実績が11メートルとなっておりますが、実際の施工延長は182メートルです。記載している数字は完成延長となります。全体計画が約2キロメートルですが、1,237メートルが完成しています。

次に、林業振興施策②を御覧ください。強い森林づくり促進事業は人工林を適切に維持管理することにより、林業の活性化を図るとともに、森林の有する多面的機能の増進を図るため、国、県の間伐等補助事業へ市単独による追加支援を行っています。

森林整備地域活動支援事業は、森林経営計画の作成に必要な活動となる所有者の特定、境界の確認、間伐実施の森林所有者の同意取り付け等に係る経費について支援することにより、森林経営計画の作成促進を図ります。

森林環境創造事業は、森林所有者から管理委託された森林を市民全体がその恩恵を受ける公共財産として、多様な公益的機能の持続的かつ高度な発揮を目的として環境林整備を実施しています。

森林多面的機能発揮対策事業は、地域の実情に応じた地域住民や森林所有者等が協力して行う里山林の保全活動や森林資源を利活用するための活動に対して支援を行っています。

広葉樹植栽奨励事業は、クヌギやケヤキ等の広葉樹を植栽について支援することで、森林の有する公益的機能の発揮を図っています。

課題解決に向けた取組②といたしまして、林業生産基盤の整備を行っています。

先程も説明いたしましたが、美里町平木地内で林道中畑線開設工事を行っており、計画延長が2,040メートルとなっております。森林施業を効率的に行うこと、災害時の集落の孤立を防ぐことを目的とし、現在、三重県が施工している林道経ヶ峰線と接続する予定となっております。

林道等維持管理事業は、現在170路線ある林道の修繕、原材料支給、草刈り等の業務を行っています。

課題解決に向けた取組③といたしまして、木質バイオマス利用支援事業として、木の駅に出荷いただいた時に重量を量るトラックスケールや、林内から搬出する労力を軽減するポータブルウインチを木の駅主催者に貸出を行っています。ポータブルウインチは個人の方も、主催者を通じて借りることができます。

また、里山整備を行う自治会等に対して竹破碎機の貸出も行っています。

課題解決に向けた取組④といたしまして、みえ森と緑の県民税市町交付金事業を行っております。

夏休み森と緑の親子塾は小学生と親御さんを、まるごと林業体験は中学生以上の方を対象に森を育む人づくりを図るために行っています。

林地残材搬出促進事業は林内に残されている間伐材の搬出を促進することで、災害に強い森林づくりを図っています。

また、県と市町が連携して行う連携枠の事業を行っています。流域防災機能強化対策事業として、土壌侵食のおそれがある溪流沿いの森林において、根系や下層植生の発達を促す森林整備を実施し、流域の防災機能の強化を図っています。

森林再生力強化対策事業は、新植地等への獣害防止施設等の整備を支援する事業となります。

次に、防災枠として、令和2年4月1日より新設された災害からライフラインを守る事前伐採事業を行っています。この事業は、台風等の倒木被害により電気などのライフラインが寸断されることを事前に防ぐ事業となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

前川会長

ありがとうございました。

事務局から説明のあったイの津市の林業施策についてということで、委員の皆様、御質問ありますでしょうか。

④の林業振興施策の下の連携枠のところですが、流域防災機能強化対策事業は、森林経営管理事業の市町の森林整備事業とよく似ている事業ですが、バッティングする点はございますでしょうか。

事務局（藤田室長）

譲与税を使う事業につきましては経営管理権集積計画を策定したところになりますので、現在、策定している箇所では、連携枠の事業を行っていません。

将来、そういったことが起きた場合ですが、流域防災機能強化対策事業も非皆伐の協定を締結することになりますので、その時点で、森林所有者とお話することになりますけれども、バッティングした時には対応を考えていかなければいけません。

青木委員

この防災枠の事業は台風の時に線を守るものだと思いますが、5年程前に丹生俣で台風の時に4日程停電しました。その時に地域の自治会長が、事前に分かる箇所は先に伐っておいたら良いではないかということで、残った木は頼まれてうちが伐りました。

あと2箇所、木の間に線が通っていて、これはまた倒れるな、と自治会長さんが言ってみえましたが、これは伐る前に申請したら補助対象になるとか、そういうものですか。

事務局（下里）

ライフライン事業につきましては、市と県とライフライン事業者3者で場所を決めて協定を締結し

て市が行う事業になりますので、補助ではありません。

青木委員

伐ることを誰かに委託するということですか。

事務局（下里）

そうです。

青木委員

ここを伐ってくれ、と早めに言ったら津市の方でしていただけるのですか。

事務局（下里）

3者協議会の方で決めさせていただいていますので、その時にこういう箇所があるという話をさせていただいています。

青木委員

まだ2箇所くらいありますので、また、津市の方へ行くように、自治会長に言っておきます。

伊藤委員

林地残材搬出促進事業はチップにするため原料を運び出すものですが、市長がおっしゃっていた事業ですか。

事務局（藤田室長）

はい。

伊藤委員

チップを生産する工場が竹原にあると青木さんに先程聞いたのですが、そこに用材として利用しない材をそこへ運び出す経費に対する助成ですよね。

28,000千円とありますが、これはどれくらいの量があるのですか。

あるいは、これは誰が出すのですか。間伐した人ですか。

事務局（藤田室長）

バイオマス関係の認定を受けた事業者が運び出した場合のみ補助対象となります。

認定を取っていない個人の方や、事業者が搬出して津市へ申請してもお受けできません。

伊藤委員

対象となる事業者はどのくらいありますか。

事務局（藤田室長）

県内ではたくさんありますが、津市内では10者くらいです。

事務局（下里）

量としましては、令和2年度が約8,700トンです。

落合委員

この事業はチップ工場への搬出1,200円だけでなく、6,400円の部分もセットみたいなものですか。

事務局（藤田室長）

補助を受けていない又は林地残材として残っている材を後から出す時はこの上の搬出部分も対象となります。

伊藤委員

残材も間伐材も合わせて出すものですか。

事務局（藤田室長）

補助事業で間伐して、一般材として市場へ出すものや、バイオマスへ出すものと線引きをさせていただいていますので、あくまでも間伐由来の林地残材を出すという事業です。

伊藤委員

それは森林経営計画の補助事業にもありますよね。

事務局（藤田室長）

補助事業で運んだ材以外の材になりますので、補助が重なっていないもののみ受け付けています。

補助事業では上限60立方メートル分しか対象になりませんので、それ以上搬出しても自力で行っているようなものになります。例えば、45立方メートルについて一般材として出して、15立方メートルをバイオマスに出した場合、それ以上の量をバイオマス材として出す分については1,200円の部分が対象となります。

また、補助事業を活用していない場合や、切り捨て間伐を行った現場から搬出する場合は、6,400円も対象になります。

前川会長

他にございますでしょうか。

無いようでしたら、イの津市の林業施策について、を終わらせていただきます。

次に、ウの森林環境譲与税事業についてということで、事務局の説明をよろしく願いいたします。

事務局（松永）

続きまして、津市の森林環境譲与税事業について説明させていただきます。

令和元年度から譲与される森林環境譲与税を活用し、未整備森林の解消を目指し、健全な森林づくりを図るため、津市でも令和元年度から取組を行っています。

森林環境税及び森林環境譲与税の概要といたしまして、森林の持つ公益的機能を発揮させるため、国民で森林を支える仕組みで、間伐等の森林整備などに使われる国税で、税の徴収は令和6年度からとなりますが、税の譲与は令和元年度からとなり、段階的に増額されます。

令和6年度は300億円、令和7年度以降は700億円の税収が見込まれています。下の黄緑色の森林環境譲与税ですが、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を活用しまして、令和元年度から譲与されています。国全体で、令和元年度200億円、令和2年度と令和3年度400億円、令和4年度と令和5年度500億円、令和6年度は税の収入300億円と準備金300億円で総額600億円、それ以降は600億円となっております。

森林経営管理事業といたしまして、予算は104,962千円を計上しています。森林経営管理事業として意向調査、現況調査、境界明確化、森林整備を行っています。

また、小規模森林整備促進事業ということで、予算は5,825千円を計上しています。こちらは、森林所有者等が自ら行う施業面積が5ヘクタール未満の小規模な森林整備に対する支援となっております。

次のページに令和2年10月1日号の広報津の市長コラム「繰り返される森林の危機」を掲載しております。、令和3年12月1日号の広報津、次回の広報ですが、政策広報として「豊かな森林を未来に残すために～経営管理の意向調査を進めています～」という記事を掲載予定ですので、ぜひ、御一読いただきたいと思えます。

続きまして資料4-1を御覧いただきたいと思えます。

森林経営管理制度の概要となりますが、①津市が森林所有者に、所有森林を今後どのように経営管理したいか、御意向を確認します。その後、森林所有者から回答をいただき、②津市に委託したいと回答いただいた時は、経営管理の委託の手続きを進めていきます。その後、津市に森林の経営管理を委託した場合、③林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、④林業経営に適さない森林は津市が森林を管理していきます。

まず、意向調査の実施ということで、意向調査票の送付、説明会、相談会を開催しております。その後、経営委託を希望する森林の現況調査や、不明瞭となっている境界の明確化を行い、経営委託を希望する森林に対して経営管理権を設定します。その後、経営管理の内容や所有者情報を記載した経営管理権集積計画を策定します。その内、再委託が可能だと考えられる箇所につきましては、意欲のある民間事業者の提案に基づき、配分先の事業者を選定し同意の取り付けを行います。再委託の受け手がある場合は、経営管理実施権配分計画の策定をします。再委託が不可能な森林又は再委託の受け手がない森林につきましては森林経営管理事業の実施ということで、市が主体となって森林整備を実施します。

続きまして資料4-2を御覧ください。

①は意向調査に関する説明会、相談会の実績です。7月31日土曜日は一志農村環境改善センターで、説明会56人、相談会20人の出席でした。8月21日土曜日波瀬公民館は相談会19人、8月23日月曜日一志農村環境改善センターは相談会12人、8月29日日曜日津リージョンプラザは相談会10人、9月5日日曜日一志農村環境改善センターは相談会21人、9月16日木曜日白山公民館は相談会15人、9月26日日曜日白山公民館は7人、10月3日日曜日白山公民館は説明会15

人、相談会13人、10月17日元取公民館は説明会11人、相談会5人、10月26日火曜日津リージョンプラザは説明会16人、相談会6人、合計は説明会に98人、相談会に128人の御参加をいただいております。8月21日から9月26日までは、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言のため、相談会のみの実施となっております。

加えて、先日、11月14日に一志農村環境改善センターで説明会及び相談会を実施しました。こちらは説明会に55人、相談会に29人参加されました。

続きまして2番の、意向調査票の回答無しの方への対応についてです。回答無しが738名で、こちらは令和元年度に意向調査票の送付を行いました。令和3年9月に芸濃地域の回答が無かった738名へハガキを送付しました。11月1日現在で、意向調査票の提出者は203名となっております。なお、今後、美杉地域1522名へ提出依頼のハガキを順次発送する予定となっております。

③の宛先不明探索の取組についてですが、宛先不明は芸濃地域で580名でした。令和3年1月から探索を開始し、固定資産課税情報で宛先が判明した方が339名です。住民票、戸籍の請求で調査した方が241名です。その内、宛先が判明した方は97名で、こちらの方々につきましては今後、意向調査票を送付いたします。どうしても分からなかった方が144名いらっしゃいます。宛先が判明したため意向調査票を送付した方は339名で、調査票を送付し回答が戻ってきた方が121名、調査票を送付したが、宛先不明で返ってきた方が74名です。こちらは、税情報を基に送付していますので、住民票及び戸籍の請求の調査を行っていきます。返信無しが144名となっております。

芸濃地域の探索状況について説明しましたが、令和2年度は美杉地域を対象に意向調査を行っておりますので、令和3年6月から美杉地域の探索も開始しています。671名が対象で、11月1日現在の宛先判明者は224名となっております。

なお、芸濃地域について②の提出依頼と③の宛先不明者探索を行った結果、芸濃地域における令和元年度末の回答率は44.8パーセントでしたが、令和3年11月12日現在で取りまとめたところ、59.2パーセントとなっております。

説明は以上となります。

前川会長

ありがとうございます。

只今、事務局から説明がありました、津市の森林環境譲与税事業について、委員の皆様から御意見御質問ございますでしょうか。

阪本委員

森林環境税というのは、最初に三重県が各個人1,000円ずつ徴収して、それから2、3年後に国が同じように徴収して、それから今度は津市が徴収して合計3,000円になるということですか。

事務局（松永）

県民税というのは、三重県が年間1人当たり1,000円、今もいただいております。そして、今度は森林環境税といいまして、国の税金ですが、こちらは令和6年度から1人当たり1,000円徴収させていただくこととなります。

阪本委員

今まで国は徴収していなかったのですか。

事務局（松永）

今まで、森林に関する税金を徴収していることはありません。

ただ、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を活用して事業を行っています。

なので、国の税金と県の税金を合わせて、2,000円が森林に関する税金となります。

西堀委員

この森林経営管理制度というのは、所有者と市が委託契約するのは何年委託になりますか。1年更新ですか。

事務局（松永）

15年になります。

事務局（藤田室長）

15年というのはあくまでも津市が考えている期間であって、他県の市町村、或いは県内の他市町でも考え方の違いによって長かったり短かったりします。

西堀委員

それは市町村に任されているのですか。

事務局（藤田室長）

そうですね。

水野委員

小規模森林整備促進事業とありますが、この支援はどのような支援となってくるのでしょうか。支援の内容は。

事務局（藤田室長）

国の補助事業の対象とならないような面積で、間伐であれば5ヘクタール未満が対象となり、あと、森林経営計画が作成できない、団地化できないような森林に対して補助をするものです、補助金額の根拠については三重県が公表している標準単価をベースとしています。

材を搬出する場合は、出荷先が津市内の市場や製材工場であれば70パーセント、津市外に出した場合は50パーセントとしています。保育間伐の場合は70パーセントです。

落合委員

最後、2番と3番の繋がりがよく分からなかったのですが、44.8パーセントから59.2パー

セントとなっているのは、回答率が59.2パーセントということですか。

事務局（松永）

令和元年度に意向調査票を送付した際に回答があった方が44.8パーセントでしたが、②の未提出の方に対して提出を促すハガキを送ったり、探索したりしたことにより増加しています。

落合委員

何名増えたのですか。

事務局（松永）

令和元年度末が1,089名で、現在1,443名になりましたので、354名です。

伊藤委員

説明のあった資料4-1、意向調査から始まって、経営管理事業の実施で終わる流れの図で質問したいのですが、まず、意向調査をして自分では管理ができないから市にお願いする森林について、区画をきっちりと決めた後に経営管理権を設定しますよね。その下で、経営管理権集積計画の策定とあり公表することだと思いますが、これで市が管理する権利ができますね。その後2つ矢印があると思いますけれども、津市が管理する森林が左側、自ら経営していく森林が右側ですが、意欲と能力のある林業事業体に再委託するところから、なぜまた左側に行くのですか。受け手無しと書いてありますが。

この理由としては2つ、市の判断が甘かったのか、或いは受ける人がいないのか、どちらかですよね。

事務局（松永）

再委託できる可能性がある山について様々な観点から検討し、採算が合うと考えられる山については再委託の段取りをさせていただきます。林道の近くとか、搬出しやすいところは経費がかかりませんので、プラスになりやすいですけれども、市の方で再委託できると判断しても受け手が無いということもあり得ます。

伊藤委員

経営が成り立つ山もあって、再委託する山もあるのに、左に戻ってくるのは为什么呢か。

事務局（藤田室長）

結論から言いますと、左に行く場合は、市役所で山の現況とか売上等、色々考えた上で再委託できるだろうと判断して打診した結果、林業事業体のもっとシビアな計算をされて採算が合わないと判断された場合、津市内に登録された事業体の意にそぐわないものも出てくると考えられます。

そういった場合には、再委託の受け手が無かったということで、市が経営管理を行う事業になってきます。

ただ、少しでも再委託の可能性がある山については事業体に提示することが望ましいと考えていま

すので、採算が合うか合わないかギリギリの山に関しましても、なるべく意欲と能力のある林業事業体に提案を促すことを行いたいと考えています。

伊藤委員

水野さんにお尋ねしますが、再委託ができる事業体について県のホームページを見ると森林組合以外にほとんどいませんよね。津市内は。

水野委員

そんなことはありません、結構応募をいただいております。

認定林業事業体から結構手を挙げてもらっています。津市だけではなく、他の市町も区域に含んでいる事業体もあります。

前川会長

関連しますが、昨年芸濃で経営管理権を設定したと思いますが、その中で配分計画を検討している森林はございますか。

事務局（藤田室長）

現在は、提案書を選定するために要綱を定めているところですが、提案書を出しませんか、という手紙を出す森林があります。業者を選定する第3者機関を作っている最中ですので、今年度中には1件の森林について選定をすることができるかと考えております。

前川会長

市の直営事業ですとお金かかりますので、できれば配分計画で進めた方が良いですね。

事務局（藤田室長）

直営事業は譲与税を使いますので、再委託する森林が増えていけば、一層森林整備が進みますので、少しでも再委託する山を増やしていきたいと考えています。

伊藤委員

森林所有者から素材生産者が委託を受ける上で一番ネックになるところとして、境界を確定したり、経営の方向性を決めたりすることですが、この制度は市が仲介することによりはっきりしているわけですね。ですから、これは意欲のある素材生産者でしたら手を挙げてくるのではないかなと思っています。

事務局（藤田室長）

そういう意味では、三重県に登録している認定林業事業体では無く、意欲と能力のある林業経営者なので、認定林業事業体でなくても登録できますし、素材生産事業者であっても、土木事業者であっても登録できます。

市が仲介していることでネックとなっている点が解消できるので、様々な業者が検討することがで

きるというメリットは大きいと思います。

前川会長

他に何かございますでしょうか。

無いようでございますので、ウの津市の森林環境譲与税事業の事項については終了させていただきます。

次に移りまして、その他ということで、事務局より何かありましたら御説明をよろしく願いいたします。

事務局（松永）

事務局より連絡をさせていただきたいと思います。

先程から連絡がありましたように、11月20日土曜日に津市美里町南長野地内の美里水源の森でまるごと林業体験を行います。この体験は、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し間伐体験、ポータブルウインチを使った集材体験及び木工体験を行います。現在のところ10名の参加予定ですので周知させていただきます。

続きましてもう一点連絡差し上げます。

次回の森林整備協議会ですけれども、津市森林整備計画の変更について御審議いただきたく、開催する予定です。令和4年1月下旬を予定しておりますので、また事前に開催通知と資料の送付をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

前川会長

以上で、本日の協議事項は全て終了しました。

本日の協議会はこれで終了したいと思います。

ありがとうございました。